

Title	放送のユニバーサルデザイン促進に関する政策：視聴覚障害者向け放送の充実に向けた環境整備
Sub Title	
Author	高田, 義久(Takada, Yoshihisa)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2013
Jtitle	メディア・コミュニケーション：慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media communications research). No.63 (2013. 3) ,p.53- 61
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	メディア・コミュニケーション2013 No.63抜刷
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20130300-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

放送のユニバーサルデザイン促進 に関する政策

—視聴覚障害者向け放送の充実に向けた環境整備—

放送のユニバーサルデザイン促進 に関する政策

——視聴覚障害者向け放送の充実に向けた環境整備——

高田義久



▶ 1 はじめに

テレビ放送は現代社会における情報入手手段として必要不可欠な情報通信メディアである。その伝送方式は、1953年の放送開始以来アナログ方式であったが、2003年12月より開始されたデジタル放送に、2011年7月24日には完全移行した¹⁾。デジタル化により、放送番組の画像が高精細なハイビジョン化されたほか、データ放送、電子番組表などの利用者にとって便利な新たな機能が加わり、その利便性を増すこととなった。

このように、国民の情報源であるテレビ放送であるが、それを十分に利用できないのが、テレビ放送の画像または音声を視聴できない視聴覚障害者である。2006年に、聴覚・言語障害者は34万3千人、視覚障害者は31万人いるとされる²⁾。また、2010年には2,925万人に及ぶ65歳以上の高齢者のうちでも、視聴覚機能が衰えて、放送を十分に視聴することが困難な人々の割合は多いことが推測される。

本論では、このような視聴覚障害者など従来はテレビ放送から十分に情報を得ることのできなかった人々も、情報を得ることを可能とする放送のユニバーサルデザイン促進に関する国の政策について概観と考察を行う。

▶ 2 視聴覚障害者向け放送とその課題

ユニバーサルデザインとは、「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう」（障害者の権利に関する条約第2条）。社会・文化・経済など様々な情報へのアクセスは、社会生活を営む上で必要不可欠なことである。しかし、通常のテレビ放送については、視聴覚障害者の場合は放送番組の音声または映像を理解できないので、健常者と同様の情報を得ることができない。

放送について、放送法第1条ではその目的として、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」とされているところ、この国民への普及につい

脚注

1. 岩手、宮城、福島の前日本大震災被災3県は、2012年3月31日までに移行。
2. 厚生労働省「平成18年 身体障害児・者実態調査結果」（2010）

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/handicap/H18_actual_condition_survey/index.html

では、「視聴覚障害者が放送の効果を享受しうるような環境の整備も含まれている」(金澤2012:27)とされる。

そのため、このような視聴覚障害者が放送番組から十分な情報を得られるよう、様々な取組が行われている。

まず、聴覚障害者向けには字幕放送があり、音声聞こえなくとも放送番組の情報を理解できるよう、番組出演者の発言を文字化した字幕を画面上に表示する放送である。デジタル放送の新たな機能の一つとして、テレビ受像機へ字幕機能が標準搭載されている。なお、聴覚障害者でも、主に先天的または幼少時に失聴した者は、手話が重要な意思疎通手段となっていることから、手話通訳者が出演する、あるいは、放送中の発言を手話通訳者が小画面で手話により伝える手話放送もある。

視覚障害者向けには、放送番組の映像場面や出演者の動向について、副音声で補足説明を行う解説放送がある。

これらの視聴覚障害者向け放送の課題としては、技術的・資金的制約がある。既存の放送番組に、字幕、解説、手話を付与するという追加作業を、本放送番組制作後、番組放送までの時間(生放送番組の場合などは同時)に行わなければならない。その作業を短時間に着実に行うためには、技術開発、専門的人材が必要とされる。また、番組制作にはコストが必要となるが、視聴覚障害者向け放送は現状では追加収入が得られるものでないため、放送事業者にとっては取組に向けたインセンティブが起りにくいことがある。

これらの課題を解決するためには、放送事業者をはじめとする関係者の対応だけでなく、政策的な対応が求められることとなる。

▶ 3 視聴覚障害者向け放送の普及に向けた政策的取組

(1) 字幕放送・解説放送の努力義務化

視聴覚障害者向け放送のうちで、まず、政策的な取り組みが進められたのは字幕放送である。1993年に「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」が制定され、1993年度からは、国が通信・放送機構(当時)に出資した衛星放送受信対策基金の運用益を原資として、放送番組に字幕を付与する者への助成制度が開始された。

その後、字幕番組は徐々に増加しつつあったが、その割合は1997年7月末時点では、字幕付与可能な放送番組(全放送番組の40%程度)のうち、NHK総合放送で約30%、在京キー5局の平均で4%でしかなかった。さらに、当時のアナログテレビ受像機には、字幕放送を受信できるチューナーが標準で装備されていないため、聴覚障害者が字幕放送を利用するには別途対応チューナーを購入する必要がある。また、ステレオ放送を行っている放送番組には、新たに解説を付与することができないという制約があった。

このような状況の中、1997年に放送法が改正されて、放送法第3条の2第4項(現第4条第2項⁽³⁾)に、聴覚障害者向けの字幕放送及び視覚障害者向けの解説放送については、「できる限り多く設けるようにしなければならない」という努力義務規定が設けられた⁽⁴⁾。

これは、字幕放送・解説放送の実施には技術的、資金的な制約が多いため、放送番組へ

脚注

3. 放送法第4条第2項 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聞くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字または図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしな

なければならない。

4. 同時に、電波法が改正され、字幕放送を行うための文字多重放送、解説放送を行うための音声多重放送については、開始にあたって新たな免許が必要なくなったため、特に地方局でこれらの放送を行うための環境が整備されることとなった。

の字幕・解説の付与を義務付けても実効性が伴わないことから、まず、「努力義務を課すことは視聴覚障害者に対し放送の効用をもたらすことを保障することにつながるもの」(金澤 2012: 62) として、字幕・解説の付与に可能な限り取り組んでいくことを放送事業者に求めるものである。当時は、字幕放送を行う民間放送事業者が全国 126 社中 14 社しかなく、普及率が低く、放送時間も少ないこと、また、技術的・費用的にも非常に困難な状況であることから、「全放送事業者においてできる限り早く字幕放送等を進めるということが第一義的な問題」であった⁵⁾。このように、字幕放送などの実績が低い状況から取組が始まっている。

(2) 行政指針の策定と番組制作支援の拡大 (1997 年)

放送法に努力義務規定を盛り込む改正を行ったが、行政としての字幕放送などの推進を実効ある取組とするためには「この努力義務があるということを背景にできる限り一定の目標というようなものを定めまして、すべての放送事業者にできるだけ早く字幕放送をふやすように我々としてはお願いしてまいりたい」⁶⁾として、法改正と合わせて、実効性を持たせるための行政目標の策定についても言及している。

そこで、1997 年 11 月には、「2007 年までに字幕付与可能な放送番組⁷⁾の全てに字幕を付すことを目標」とする字幕放送普及行政の指針を郵政省(当時)は策定した。

目標を定めるにあたっては、付与する対象番組を総放送番組ではなく、字幕を付与することが可能な放送番組としており、当時、即時的に字幕を入力することが困難であった生放送番組などは目標の対象から除かれている。目標の対象となる番組の割合は、放送事業者により異なるが、全放送番組のおおむね 40% 程度であった。なお、この目標は字幕放送のみを対象としており、解説放送の目標は設定されなかった。ただし、先述のとおり、1997 年 7 月末の時点では、「字幕付与可能な放送番組」のうちで字幕が付与されていたのは、NHK 総合放送で約 30%、在京キー 5 局平均で約 4% しかなかったことから、特に民放にとっては高い目標であった。

進捗状況を把握する観点により、総務省は 2001 年から、放送事業者の字幕・解説付与の進捗状況を毎年「字幕放送等の実績」として取りまとめたうえで、公表することとした。

放送事業者も、NHK、民放在京キー 5 局は 2001 年、在阪準キー 4 局は 2003 年、在名古屋広域 4 局・テレビ大阪は 2004 年から、2007 年までの年度ごとの字幕放送実施目標を定めた字幕拡充計画を策定している。

また、字幕番組、解説番組等制作費の一部助成制度については、1997 年度から制作費の 2 分の 1 を上限として助成⁸⁾するという国からの補助金制度も追加され、予算額も 1.1 億円と大幅に増加された。1999 年からは手話放送も対象に追加されて、2004 年度には 7.5 億円に拡大されている。その後の予算額は 4 億円台で推移しているところ、2011 年度は 4 億円であり、94 社から申請のあった 36,979 本の番組に助成している(総務省 2012b)。

番組制作に係る人材育成については、情報通信人材研修事業支援制度を活用すると、障害者を対象とする人材研修事業実施にあたって必要な経費の 3 分の 2 の助成を受けるこ

脚注

5. 参議院通信委員会(平成 9 年 5 月 13 日) 楠田郵政省放送行政局長 答弁
6. 参議院通信委員会(平成 9 年 5 月 13 日) 楠田郵政省放送行政局長 答弁
7. ここでの「字幕付与可能な放送番組」とは次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組
①(1997 年当時で) 技術的に字幕を付与できない放送番組(例 ニュース、スポーツ中継等の生番組)
②オープンキャプション、手話等により音声の説明している放

送番組(例 字幕付き映画、手話ニュース)

③外国語の番組

④大部分が歌唱・器楽演奏の音楽番組

⑤権利処理上の理由等により字幕を付与できない放送番組

8. 予算額と比較すると対象番組数が増加したことから、助成割合は対象者により異なり、2011 年度の制作費に対する助成割合は、在京キー局の字幕番組については 1/8 (生字幕を除く)、在阪準キー局の字幕番組については 1/4 (生字幕を除く)、それ以外の番組については 1/2 となっている。

とが可能であったが、2009年度に制度が廃止されて以降、該当分野の助成制度はなくなっている。

技術的課題を克服するための研究開発支援も行われており、例えば、字幕製作工程の多くを自動化する視聴覚障害者向け放送ソフト制作技術の開発が1996年度から2003年度に行われた。ただし、このように字幕を効率的に作成するシステムは、複数社で実用化されており、放送事業者や番組制作会社に普及しているものの、自動音声認識率の低さ等から期待したほどの効果が得られていないのが現状とされる。

(3) 新たな行政指針の策定 (2007年)

放送事業者は、おおむね各社の字幕拡充計画に沿って字幕番組を増加させてきており、各年度とも目標値に近い付与率を実現していた。その結果、行政指針にある「字幕付与可能な」放送番組への字幕付与は、2006年度実績では、NHK(総合)で100%、民放在京キー5局平均で77.8%となり、目標に向けて着実に増加していた。

ただし、これは全番組のうちの40%程度の「字幕付与可能な番組」に付与が実現するものであった。また、リスピーク方式⁹⁾のリアルタイム字幕作成技術が開発、普及することで、生放送でも字幕を付与することのできる番組が増加したことから、さらに技術的に字幕を付与することのできる番組は増加することとなった。

そこで、行政目標の最終年度である2007年以降の新たな字幕放送推進について検討するため、2006年10月から、総務省にて、有識者、放送事業者、障害者・高齢者から構成される「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」が開催された。

2011年7月に向けてテレビ放送のデジタルへの移行が進められていたことから、字幕機能の標準装備などのデジタル放送で実現する環境を踏まえて研究会にて検討が進められ、2007年3月に公表された報告書では、以下が提言として挙げられている。

(1) 行政の役割としては、

- ・視聴覚障害者向け放送の推進に向けた枠組み
- ・字幕、解説、手話番組制作費への助成スキームの在り方
- ・研究開発
- ・高齢者への周知
- ・世論喚起

(2) 今後の視聴覚障害者向け放送の普及に向けて

- ・字幕放送、解説放送、手話放送
- ・意見交換の場の設置
- ・広報の充実
- ・利用者側の情報リテラシーの向上

これらのうち、重要であるのは、視聴覚障害者向け放送の推進に向けた枠組みであり、

脚注

9. リアルタイムに字幕放送を行うための方式として代表的なものは以下で、それぞれ長所・短所があることから、番組内容に応じて適当な方式が選択されることとなる。

(1)ダイレクト方式：ニュース番組のアナウンサーなどの発言を直接に音声認識して字幕作成

(長所：他の方式と比較すると簡易な設備。短所：音声認識率が低い)

(2)リスピーク方式：雑音の多いスポーツ番組の実況アナウンス等を別の話者が音声認識しやすいように言い直した音声を認識して

字幕作成

(長所：音声認識率が高い。短所：認識率を高めるための専用辞書が必要のため、対象分野が限定される)

(3)キーボード入力方式：PC、あるいは高速入力用キーボードを用いて字幕作成。ただし、日本語は漢字変換が必要であることから、一人だけで入力を行うことは難しく、複数の作業者が短いセンテンスごとに交代しながら入力を行う。

(長所：特別な辞書が必要ない。短所：作業者の育成が必要)

字幕放送はこれまでと同様の枠組み(行政指針の策定)を維持、これまで目標のなかった解説放送については指針を策定することが求められる、手話放送は課題等を考慮しつつ検討とされた。

この報告書の提言を踏まえて、総務省にて新たな指針案が策定され、パブリックコメントを踏まえて、新たな「字幕放送・解説放送普及行政の指針」として2007年10月に策定された。

この指針では、対象期間を前指針と同様に、2008年度から2017年度の10年間としている。ただし、技術動向等を踏まえて、策定から5年後を目途に見直しを行うとしている。

字幕放送については、1997年策定の前指針と同様に、技術的に字幕を付することができない放送番組を例外として列挙して、それ以外を「字幕付与可能な番組」として、対象番組としている。このように枠組みとしては同様であるが、改正点としては、字幕作成技術の進歩に伴い、前指針で字幕を付与できない生放送番組とされていたもののうち、①複数人が同時に会話を行う生放送番組、②手話により音声を説明している放送番組、③大部分が歌唱の音楽番組、以外については技術の進歩もあり対象番組とされたことで、一部の生放送番組まで付与の対象番組が拡大している。また、オープンキャプション(ニュースのテロップなど放送番組の通常画面で付与されている字幕)やデジタル放送の新機能であるデータ放送により番組の大部分を説明している場合も、字幕放送に含められることとした。

また、英米と比較すると日本は再放送が少ないので、字幕を新たに作成しなければならない新規作成番組が多いことから、従来は再放送番組を対象に含めていなかったが、字幕を付した番組が増加したことにより、この行政指針では、対象番組に再放送番組を含めている。

新たに解説放送についても目標が策定されることとなり、2017年度までに対象の放送番組の10%(NHK総合、民放在京キー5局等)、15%(NHK教育)に解説を付与することを目標としている。解説放送については、作成に際しての時間的・資金的制約、また、解説を付与すべき対象番組がまだ明確でないことなどから、字幕と異なり「付与可能な番組」を定義せずに、権利処理上解説を付すことのできない放送番組を除くすべての放送番組を対象として目標割合を定めている。

その後、2011年には、関係者の調整の結果、権利処理上解説を付すことのできない放送番組の他に、①2以上のステレオ音声を使用している、②5.1chサラウンド番組、③主音声に付与する隙間のない放送番組、が解説を付与できない番組とされた。①と②は、すでに本放送で音声チャンネルをすべて使用していることから、技術的に解説を加えることのできない番組であるのに対し、③は番組内容として解説を付与する枠がないものである。

(4) 行政指針の見直し(2012年)

字幕・解説の付与にあたっては、技術的な制約が大きい、10年という長期間の技術発展を予見して目標を設定することは困難であることから、2007年に定められた行政指針では、技術動向等を踏まえて、策定後5年を目途に目標の見直しを行うこととされていた。

これを受けて、5年後にあたる2012年1月から4月に総務省にて、「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」が開催され、5年間の放送の進捗状況、関連技術の現状などを踏まえて、2012年5月に報告書が公表された(総務省2012a)。

この報告書では、2007年の行政指針の策定以降、字幕放送は確実に増加を見せている一方で、解説放送の実施実績は横ばい、手話放送の実施実績は低い水準にあるとの認識である。また、視聴覚障害者向け放送に関連する技術は進展しているものの、放送への適用について実現困難な技術もあると指摘している。

字幕放送については、2011年3月11日の東日本大震災では、被害を避けるための緊急

放送の重要性が認識され、特に情報弱者である視聴覚障害者への対応が求められるところ、NHK はすべての定時ニュースへの字幕付与の早期実現に努力することとされた。また、行政指針の対象にはなっていない、放送番組以外のCMへの字幕付与について検討が望まれるとされた。

解説放送については、2007年の行政指針では、解説を付すことができない放送番組の基準が明確にはされていなかったところ、それを指針に明記すべきとされた。また、放送番組中で表示される図表等の内容説明や、日本語で説明されずに日本語字幕が付されてしまう外国語話者の発言について、視覚障害者が理解できるように配慮すべきとされた。

手話放送については、技術動向の変化等を踏まえて、「目標設定については、改めて幅広い視点から多角的な議論を行うことが必要である」とされた。

5年間で革新的な技術の登場がなかったことから、いずれも行政指針の数値目標を変更するものではなく、東日本大震災にて課題となった緊急放送への対応などの個別項目についての対応を指摘するものとなっている。

この報告書を踏まえて、総務省にて行政指針の目標が見直され、パブリックコメントを踏まえて、2012年10月には見直しされた行政指針が公表された。この行政指針では以下が2007年策定の行政指針から見直されている(総務省2012c)。

(1) 字幕放送

ア NHK、地上系民放及び放送衛星による放送(NHKの放送を除く)において、大規模災害時等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与することを新たに目標とする。

イ NHKにおいて、災害発生後速やかな対応ができるように、できる限り早期に、全ての定時ニュースに字幕付与することを新たに目標とする。

(2) 解説放送

普及目標の対象番組(権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組)について、明確化を行う¹⁰⁾。

(3) 手話放送

これまで目標の無かった手話放送について、新たに次の目標を策定する。

ア NHKにおいては、手話放送の実施時間をできる限り増加させる。

イ 放送大学学園、地上系民放、放送衛星による放送(NHKの放送を除く)、通信衛星による放送及び有線テレビジョン放送においては、手話放送の実施・充実に向けて、できる限りの取り組みを行う。

▶ 4 視聴覚障害者向け放送の現状

字幕放送の占める割合は着実に増加している。2001年度には、総放送時間のうち、NHK総合で22.9%、民放キー5局で6.3%であったが、2011年度には、NHK総合で61.0%、民放キー5局で46.1%となっている(総務省2012c)。また、聴覚障害者へのアンケート結果では、94.1%が字幕放送を「見ている」と回答しており(三菱UFJ2011)、利用が進んでいると言える。

他方、解説放送・手話放送は、2011年度の総放送時間のうち解説放送の割合がNHK総

脚注

10. 「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」とは次に掲げる放送番組(総務省2012c)

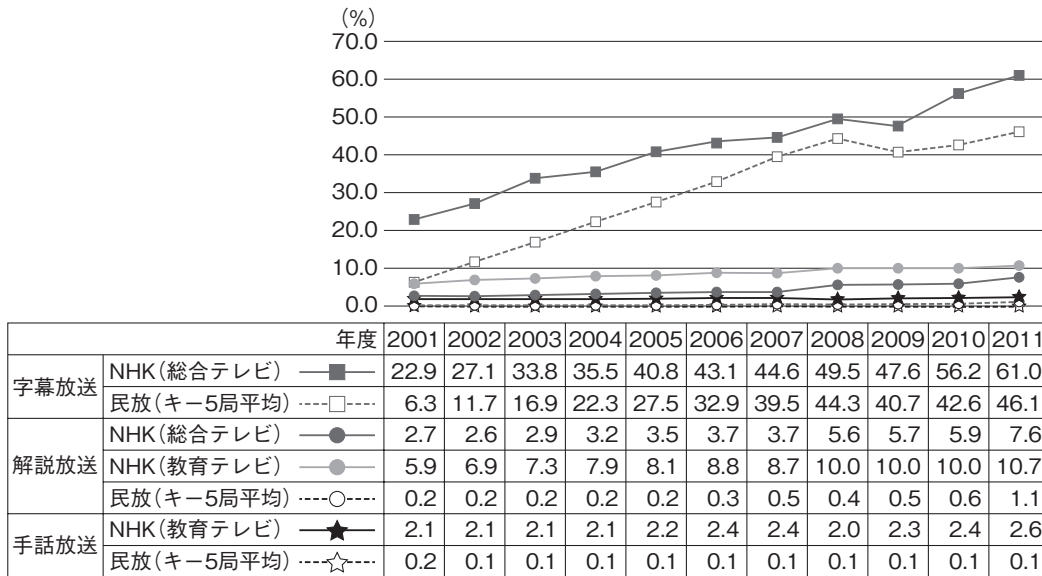
①権利処理上の理由により解説を付すことができない放送番組

②2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組

③5.1ch サラウンド放送番組

④主音声に付与する隙間のない放送番組

図1 総放送時間に占める字幕放送、解説放送、手話放送時間の割合の推移



(出典) 総務省「字幕放送等の実績」(各年度) (単位: %)



合放送で7.6%, NHK教育放送で10.7%であることを除いては、まだ割合は極めて低く、2001年度から顕著な進展は見られない。視聴覚障害者の認知については、アンケート調査結果では、解説放送については、39.4%が「利用している」一方で、50.6%が「利用していない」であり、手話放送についてはろうあ者の52.6%が「見ている」が30.2%は「時間帯が合わないなどで見られない」という状況である(三菱UFJ2011)。

5 課題に関する考察

このような視聴覚障害者向け放送の実施にあたっては、技術的・資金的な課題が引き続き存在する。

技術的な問題としては、生放送番組の場合、事前に字幕を作成することができず、リアルタイムで字幕を付与しなければならないことから、1997年の行政指針策定以降、3(3)で挙げた生放送に字幕を付与する方式が開発されて普及が進みつつある。ただし、これらの方式には、技術的には更なる改良が必要、あるいは、専門的訓練を受けた人員が従事することが必要となるなどの課題がある。

費用面では、英語圏と比較すると日本語は漢字変換が必要で同音異義語の多いことから、字幕作成の省力化が困難であることが制作費用を高額化している。日本では、字幕放送の制作費は1時間あたり175,000-366,000円/時間であるのに対し、英国では約3-4万円/時間、米国では15,800-63,200円/時間と安価である(総務省2012a)。

解説放送については、番組の完成後、解説放送の原稿作成・録音を行うことになる⁽¹¹⁾ので、解説を付与するためには、番組放送前にそれらの作業を行うための時間が確保できる番組に限定される。また、解説内容の程度は番組により異なることから、その制作にあたっては、制作者の能力が要求される。

脚注

11. ただし、スポーツ中継では、例えばNHKのパラリンピック中継で同時に解説放送を行なった例もある。

このように、技術的・資金的課題はまだ解消されていないものの、障害者の権利保障の観点からは、視聴覚障害者向け放送の義務化が制度面の検討課題となる。米国、英国、韓国などの諸外国も義務化を進めている(三菱 UFJ2011)という状況にある。

日本でこのこれまでの取組は、放送法の努力義務を踏まえて、総務省が付与目標を定めた行政指針を策定しているが、毎年度の放送事業者の達成目標は定めておらず、10年後の目標のみを定めている。さらに、総務省は、毎年、放送事業者の視聴覚障害者向け放送の実施状況を公表している。放送事業者は事業者ごとに番組編成などの事情は異なることから、個別に毎年度の付与目標を定めて、それを達成するべく字幕などの付与に取り組むという、事業者の自主性にゆだねられている部分が多い。

法律で視聴覚障害者向け放送の実施を義務付けるハードロー的なアプローチではなく、このような「法的な強制力がない行政指針にもかかわらず、現実の経済社会において国や企業が何らかの拘束感を持って従っている」(川崎 2011)というソフトロー的なアプローチが取られたのは、字幕付与技術が発達途上であったこと、付与すべき番組を規定することが困難であったことを挙げることができる。現行の取り組みで字幕付与が進んでいることを鑑みると、報告書(2012)で、義務化を行うのではなく、まずは現行の取り組みの成果を「見守っていく」としているのは、妥当であると考えられる。

解説放送は、2007年の行政指針で数値目標が定められたが、放送事業者側では、まだ、取り組み方針について検討している段階であり、放送事業者の年度ごとの付与目標が定められていないことから、2007年度以降の実績はほとんど伸びていない。2012年の研究会で、解説付与対象の放送番組が明確化されるなど、条件整備が進んできたことから、今後は字幕放送と同様に、行政と放送事業者双方で字幕放送と同様の環境整備に向けた取り組みが必要となろう。

手話放送はさらに技術的な制約が多く、既存の放送の枠内で検討するだけでなく、聴覚障害者向けに字幕と手話を番組に付与する「目で聴くテレビ」(梅田 2011)のような、聴覚障害者向け専用サービスの充実に向けた取り組みへの支援などが考えられよう。

▶ 6 おわりに

近年、諸外国では、特に字幕放送のみならず、解説放送や手話放送の普及に向けた取組が進められており、字幕などの付与の義務化もされている(三菱 UFJ2011)。ただし、中国のように、聴覚障害者向けという目的だけでなく、地方により発音が異なるため字幕が必要となるという事情もあることから、諸外国の状況を勘案する際には、放送を巡る環境の相違も考慮する必要がある。

日本の場合、これまでの行政指針と放送事業者の拡充計画策定という枠組みで目標どおりに字幕付与が進んでいることから、現行の行政指針の目標年度である2017年度までは、この枠組みが継続するであろう。

本論では、国の取組という観点から論を進めたが、技術的、資金的制約が引き続きの課題であり、日本語の字幕化作業の困難性、放送内容、再放送番組の割合などの環境は米英などの諸国とは異なるが、関係者が連携して取り組みを進めるべきであろう。

●参考・引用文献

- 梅田ひろ子(2011)『「目で聴くテレビ」がめざす放送バリアフリー』、金山勉・津田正夫編『ネット時代のパブリック・アクセス』世界思想社、254-263
川崎政司(2011)『法律学の基礎技法』法学書院

- 金澤薫 (2012) 『放送法逐条解説 (改訂版)』 電気通信振興会
- 総務省 (2007a) 「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会 報告書」
http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/258151/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070330_19_ts2.pdf
(2012年11月2日閲覧)
- 総務省 (2007b) 「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/pdf/120127_1.pdf (2012年11月2日閲覧)
- 総務省 (2012a) 「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会 報告書」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000160365.pdf (2012年11月2日閲覧)
- 総務省 (2012b) 「平成23年度の字幕放送等の実績 (平成24年10月2日報道発表)」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000045.html (2012年11月2日閲覧)
- 総務省 (2012c) 「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針の見直し及び視聴覚障害者向け放送普及行政の指針見直し(案)に対する意見募集の結果 (平成24年10月2日報道発表)」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000044.html (2012年11月2日閲覧)
- 三菱UFJリサーチ & コンサルティング (2011) 「国内外における字幕放送等に関する調査研究 報告書」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000156743.pdf (2012年11月2日閲覧)

高田義久 (慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所准教授)